

# 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定	平成23年	4月	1日
改正	平成23年	8月	10日
改正	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	12月	17日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成26年	3月	19日
改正	平成26年	11月	25日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
  - イ 販売を目的とするもの
- (2) 「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来構法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (3) 「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅（戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (4) 「木造住宅耐震化促進事業」とは、第13号から第15号までに掲げる事業をいう。
- (5) 「非木造住宅耐震化促進事業」とは、第16号から第18号までに掲げる事業をいう。
- (6) 「耐震診断士」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。
- (7) 「構造設計一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士をいう。
- (8) 「登録設計事務所」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (9) 「登録工務店」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (10) 「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第

123号) 第4条第3項の規定による国土交通省告示第184号の別添指針第1第一号の規定又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。

- (11) 「木造住宅耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書及び積算見積書を含む。）の作成であって、登録設計事務所に所属する高知県木造住宅耐震診断士が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (12) 「木造住宅耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (13) 「木造住宅耐震診断事業」とは、既存木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断をいう。
- (14) 「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (15) 「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (16) 「非木造住宅耐震診断費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (17) 「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (18) 「非木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (19) 「住宅耐震改修緊急支援事業」とは、第15号及び前号の当該住宅の所有者に対して市町村が上乗せ補助する事業をいう。
- (20) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (21) 「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅及び建築物（以下「老朽化した住宅等」という。）を対象に市町村が行う除却事業及び老朽化した住宅等の除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (22) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が行う耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事」という。）を実施し、公的住宅として再生・活用する事業をいう。
- (23) 「空き家住宅」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある住宅をいう。
- (24) 「空き建築物」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。
- (25) 「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、その他知事が必要と認めた事業をいう。

#### (補助目的及び補助対象経費等)

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業及び住宅耐震対策市町村緊急支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業については別表第2に、住宅耐震改修緊急支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に定めるとおりとする。

#### (補助金の交付の申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

#### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であつて、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号の条

件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第7条 市町村長が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条の2 知事は、間接補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第8条 市町村は、補助事業について、必要に応じて現場検査を行うものとする。

2 知事は、市町村長から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第 12 条 知事は、市町村長に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第 13 条 市町村長は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成 19 年 4 月 17 日制定）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日以前の予算に係る事業については、旧要綱の規定を適用するものとする。
- 4 旧要綱及び高知県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 15 年 9 月 1 日制定）、高知県木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成 17 年 6 月 6 日制定）に基づき実施された木造住宅耐震診断の結果は、引き続きこの要綱に定める木造住宅耐震診断事業の結果とみなす。この場合にあっては、報告書の「総合評点」を「上部構造評点のうち最小の値」と読み替えるものとする。

附則

この要綱中、別表第 1 及び別表第 2 の補助対象経費の項の改正規定は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 199 号）の施行の日から、その他の規定は、平成 23 年 8 月 10 日から施行し、適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。ただし、空き家活用促進事業につい

ては、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に着手したものから適用する。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業に係る規定については平成 26 年 11 月 25 日から施行する。